

公衆浴場法施行条例

昭和 24 年 1 月 11 日
条例第 3 号

改正 昭和 24 年 9 月 16 日条例第 83 号 昭和 25 年 4 月 18 日条例第 17 号

〔第 1 次改正〕

〔第 2 次改正〕

昭和 25 年 8 月 8 日条例第 48 号

昭和 28 年 1 月 7 日条例第 27 号

〔第 3 次改正〕

〔第 4 次改正〕

昭和 28 年 4 月 1 日条例第 63 号

昭和 29 年 4 月 20 日条例第 13 号

〔第 5 次改正〕

〔第 6 次改正〕

昭和 29 年 8 月 1 日条例第 52 号

昭和 33 年 4 月 1 日条例第 24 号

〔第 7 次改正〕

〔第 8 次改正〕

昭和 37 年 11 月 1 日条例第 51 号

昭和 41 年 4 月 8 日条例第 13 号

〔第 9 次改正〕

〔第 10 次改正〕

昭和 44 年 10 月 23 日条例第 44 号

昭和 49 年 4 月 6 日条例第 21 号

〔第 12 次改正〕

〔第 11 次改正〕

昭和 53 年 3 月 31 日条例第 12 号

昭和 59 年 4 月 1 日条例第 20 号

〔第 13 次改正〕

〔第 14 次改正〕

昭和 61 年 4 月 1 日条例第 18 号

平成 3 年 12 月 25 日条例第 40 号

〔第 15 次改正〕

〔第 16 次改正〕

平成 13 年 10 月 19 日条例第 61 号

平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号

〔第 17 次改正〕

〔北海道条例の整備に関する条例第 55 条による改正〕

北海道議会の議決を経て、公衆浴場法施行条例を、次のように定める。

公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、公衆浴場設置の場所の配置の基準及び営業者が講じなければならない必要な措置の基準を定めるものとする。

全部改正(昭和 25 年条例 48 号)、一部改正(平成 21 年条例 15 号)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通浴場 温湯又は温泉を使用し、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる施設(以下「入浴施設」という。)であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活においてその健康の保持及び保健衛生上必要不可欠のものとして使用されるものをいう。
- (2) 福利厚生浴場 国、地方公共団体、社会事業団体その他の団体又は会社等が、特定人の福祉又は福利厚生を目的として設置する入浴施設をいう。
- (3) その他の浴場 普通浴場及び福利厚生浴場及び福利厚生浴場以外の公衆浴場をいう。

全部改正(昭和 44 年条例 44 号)、一部改正(平成 13 年条例 61 号)

(配置の基準)

第2条の2 新たに設置しようとする公衆浴場の設置の場所は、既設の普通浴場の浴場本屋と設置しようとする公衆浴場の浴場本屋との直線による最短距離が500メートル以上離れた場所でなければならない。ただし、推定利用者の数、人口密度、土地の状況等を考慮し、知事が住民の健康の保持及び保健衛生上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 営業者が当該許可に係る公衆浴場の構造設備等を変更して福利厚生浴場又はその他の浴場を普通浴場にしようとするときは、当該変更後の公衆浴場の設置の場所について前項の規定を適用する。
- 3 その他の浴場のうち家族ぶろ(主として同一の世帯に属する者又はこれに準ずる者が一時的に占有して使用することを目的とした温湯を用いる形態のその他の浴場をいう。以下同じ。)の設置の場所は、第1項本文に定める配置の基準によるほか、その設置により当該地域に居住する住民にとり日常生活においてその健康の保持及び保健衛生上必要不可欠の入浴施設として存在する既設の普通浴場の存立に影響を与えないと知事が認める場所でなければならない。

追加(昭和 44 年条例 44 号)、一部改正(昭和 53 年条例 12 号・平成 13 年 61 号)

(適用除外)

第2条の3 前条第1項の公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、次の各号に掲げる公衆浴場の営業の許可に係る場合については、適用しない。

- (1) 福利厚生浴場を設置しようとするとき。
- (2) その他の浴場(家族ぶろを除き、かつ、当該その他の浴場の入浴料金が物価統制令(昭和 21 年勅令第 118 号)に基づく公衆浴場の入浴料金の統制額の5倍以上の額であるものに限る。)を設置しようとするとき。
- (2)の2 既設の普通浴場に家族ぶろを併設しようとするとき。
- (3) 温泉を加温しないで使用する公衆浴場(家族ぶろを除く。)で知事が認めるものを設置しようとするとき。
- (4) 普通浴場の営業者が、天災、事変、火災その他の事由により、同一の場所に普通浴場を新築し、増築し、又は改築して引き続きこれを経営しようとするとき。

(4)の2 普通浴場の営業者が生前においてその営業を相続人に譲渡し、当該相続人が引き続き同一の場所で当該普通浴場を営もうとするとき。

(5) 法人である営業者が解散した後、その法人の解散の際代表者であった者が、引き続き同一の場所で当該公衆浴場を営もうとするとき。

追加(昭和44年条例44号)、一部改正(昭和49年条例21号・53年12号・59年20号・61年18号・平成13年61号)

(施設の基準)

第3条 公衆浴場には、入浴者用の出入口、脱衣室、洗場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けなければならない。ただし、福利厚生浴場又はその他の浴場であって知事が出入口等を男子用と女子用とに区別して設ける必要がないと認めたものにあつては、男子用と女子用の区別をしないことができる。

2 公衆浴場(乳児が通常利用しないものを除く。)には、脱衣室で使用する衛生的な乳児用寝台を備えなければならない。

全部改正(昭和41年条例13号)、一部改正(昭和44年条例44号・平成13年61号)

(施設の構造)

第4条 公衆浴場の施設の構造は、次の各号によらなければならない。

(1) 脱衣室、洗い場及び浴槽は、外部から見通しができず、かつ、男子専用のもので女子専用のもとの相互間にも見通しができないようにし、浴槽は、男子浴槽内の湯が直接通じないようにすること。

(2) 浴室には、衛生上及び危害予防上適当な洗い場及び浴槽を設け、清潔で衛生的な湯及び冷水を備え付けて、常に入浴者の使用に応ずることができるようにすること。

(3) 洗い場及び浴槽は、洗浄に適する構造とし、洗い場の床面積が浴槽の大きさに応じた広さを有し、かつ、排水に便利な構造とすること。

(4) 削除

(5) 浴室及びサウナ室には、湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。

(6) 脱衣室の床面は、清掃に適する構造とすること。

(7) 脱衣容器、乳児用寝台等は、衛生保持に適する構造とすること。

(8) 入浴者用の便所は、男女各脱衣室にそれぞれ併設し、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。

(9) 浴室及びサウナ室は、汚水が公衆衛生上支障がないように排出されて処理される構造とすること。

(10) 屋内の浴槽は、配管を通じて露天ぶろの浴槽水が混入しない構造とすること。

追加(昭和25年条例17号)、一部改正(昭和25年条例48号・37年51号・41年13号・49年21号・平成3年40号・13年61号)

(照明設備)

第5条 公衆浴場には、夜間は適当な照明を行い、かつ、停電その他照明事故のために、灯火、ローソク等の予備設備を備えなければならない。

一部改正(昭和25年条例17号・48号・平成21年15号)

(防寒装置)

第6条 公衆浴場には、冬季間その脱衣室に適当な防寒装置を備えなければならない。

一部改正(昭和25年条例17号・48号・平成21年15号)

(清潔保持の措置)

第7条 営業者は、公衆浴場の清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備及び露天風呂について次の措置を講じなければならない。

(1) 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。

(2) 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を用いる浴槽は、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。

(3) 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、及び消毒すること。

(4) ねずみ、衛生害虫等を防除すること。

(5) 月1回以上は建具及び窓全部を開放し、十分乾燥させること。

2 営業者は、浴室で使用する水について、知事の定める水質基準を守るように努めなければならない。

一部改正(昭和25年条例17号・48号・41年13号・平成3年40号・13年61号・21年15号)

(その他の措置)

第8条 営業者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 浴槽水は、常に豊富に補給し、かつ、毎日取り替えること。

(1)の2 連日使用型循環浴槽水の取替えは、前号の規定にかかわらず、1週間に1回以上行うこと。

(1)の3 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(1)の4 気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らないようにすること。

(2) 浴槽水は、随時温度計で検温し、常に適温に保つこと。ただし、温泉を加温することなく使用する浴場については、この限りでない。

(3) 公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号)第1条第3号の薬湯の場合は、同条の申請書に付記した配合分量を常に維持すること。

(4) 上がり湯は、常に清潔に保ち、欠乏しないようにすること。

(5) 浴室又は脱衣室の利用しやすい場所に、飲用に適する証明を経た飲用水を供給する設備を設けること。

(5)の2 洗い場には、適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備え、毎日洗浄し、定期的に消毒すること。

(6) 入浴者にタオル、くし又はヘアブラシを貸与する場合は新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は新しいもののみとすること。

(7) 浴室内においては、入浴者に排便その他不潔な行為をさせないこと。

(8) 保護を要する老幼病者で適当な保護者のないものは、入浴させないこと。

(9) 12歳以上の男女を混浴させないこと。

(10) 蒸気パイプ等は、直接入浴者に接触しないようにすること。

(11) サウナ室及びサウナ設備には温度調節装置を備え、サウナ室には非常警報装置を備えること。

(12) サウナ室には、ボイラーを設けないこと。

(13) サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。

一部改正(昭和25年条例17号・48号・37年51号・平成3年40号・13年61号・21年15号)

(個室を設けるその他の浴場の基準)

第9条 個室を設けるその他の浴場(その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。)にあっては、第4条から前条まで(第4条第1号、第2号及び第8号並びに前条第1号及び第12号を除く。)の規定によるほか、次の各号によらなければならない。

(1) 個室には、サウナ設備、砂ぶろ、ぬかぶろ等のほか、脱衣場、洗い場及びシャワー又は浴槽を設け、並びに上がり湯を備えること。

(2) 個室には、その内部が十分見通せる窓を設けるほか、外部から見通しができないようにし、出入口にかぎを設けないこと。

(2)の2 個室には、畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。

(3) 個室には、ボイラーを設けないこと。

(4) 浴槽水は、入浴者ごとに取り替えること。

(5) 入浴者の使用に供する衣類は、入浴者ごとに消毒すること。

(6) 入浴者に接する従業員には、清潔で、かつ、風紀を乱すおそれのない衣服を着用させること。

(7) 個室には、風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。

(8) 入浴者用の便所を設け、はえ及び臭気を防ぐ装置を備えるとともに、手洗いを使いやすい位置に設けること。

(9) 個室の照明の点滅装置は、当該個室の外に設けること。

追加(昭和37年条例51号)、一部改正(昭和41年条例13号・49年21号・平成3年40号・13年61号)

(個室を設けないその他の浴場の基準)

第9条の2 第4条第1号及び第8号並びに前条(第2号、第4号、第8号及び第9号を除く。)の規定は、個室を設けないその他の浴場について準用する。この場合において、前条第1号中「個室」とあるのは「浴室」と、「脱衣場、洗い場」とあるのは「洗い場」と、同条第2号の2、第3号及び第7号中「個室」とあるのは「浴室」と読み替えるものとする。

追加(昭和41年条例13号)、一部改正(昭和44年条例44号・平成3年40号・13年61号)

(構造設備の変更の制限)

第10条 前各条に規定するもののほか、法第2条の規定による許可を受けた構造設備を変更して、公衆衛生上支障を来すおそれがある構造設備としてはならない。

全部改正(昭和24年条例83号)、一部改正(昭和25年条例17号・48号・37年51号・平成21年15号)

(知事への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

追加(昭和24年条例83号)、一部改正(昭和25年条例17号・48号・28年27号・37年51号・平成21年15号)

附則

1 この条例は、公布の日から、これを施行する。

一部改正(平成21年条例15号)

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加(平成21年条例15号)

附則(昭和24年9月16日条例第83号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和25年4月18日条例第17号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和25年8月8日条例第48号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和28年1月7日条例第27号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

附則(昭和28年4月1日条例第63号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和29年4月20日条例第13号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和29年8月1日条例第52号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和33年4月1日条例第24号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和37年11月1日条例第51号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和41年4月8日条例第13号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和44年10月23日条例第44号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第2条の2及び第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の公衆浴場の営業の許可(以下「営業の許可」という。)に係る配置基準から適用し、同日前に申請を受理した営業の許可に係る配置基準については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年4月6日条例第21号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の公衆浴場の営業の許可(以下「営業の許可」という。)に係る配置基準から適用し、同日前に申請を受理した営業の許可に係る配置基準については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に営業の許可を受けている者から、昭和50年3月31日までの間に、公衆浴場を承継して同一の場所で引き続き当該公衆浴場を営もうとする者に対する配置基準の適用については、改正後の条例第2条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に営業の許可を受けている者に対する個室を設ける特殊浴場の基準の適用については、改正後の条例第9条(第2号の2を除く。)の規定にかかわらず、昭和49年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則(昭和53年3月31日条例第12号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第2条の2及び第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の公衆浴場の営業の許可(以下「営業の許可」という。)に係る配置基準から適用し、同日前に申請を受理した営業の許可に係る配置基準については、なお従前の例による。

附 則(昭和59年4月1日条例第20号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第2条の3の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理した公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の公衆浴場の営業の許可(以下「営業の許可」という。)に係る配置基準から適用し、同日前に申請を受理した営業の許可に係る配置基準については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年4月1日条例第18号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、昭和61年6月24日から施行する。

附 則(平成3年12月25日条例第40号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

この条例は、平成4年2月1日から施行する。

附 則(平成 13 年 10 月 19 日条例第 61 号)

(公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の附則)

- 1 この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の許可を受けている者が設置している露天風呂については、この条例による改正後の公衆浴場法施行条例第 4 条第 10 号の規定は、平成 14 年 10 月 31 日までの間は、適用しない。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日条例第 15 号抄)

(北海道条例の整備に関する条例の附則)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)